

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツ
が翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については
英語版ニュースレターをご参照下さい。

Insurance Accounting Newsletter

共同審議プロセスは、FASB が米国の保険会計プロジェクトを縮小する方向性を決定したことから始まった

主要な動向

2014 年の初頭は、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)が 2013 年 6 月に公表したそれぞれの公開草案に寄せられたコメント¹について検討を行い、新たな IFRS 基準書と新たな米国会計基準書(会計基準更新書:ASU)を作成するための審議プロセスの最終段階に着手することが予定されていた。

IASB と FASB(以下合わせて「両審議会」という)は 1 月に会合を開き、財務諸表利用者から寄せられたフィードバックとアウトリーチ活動の内容に関するスタッフの要約について検討を行った。この会議では両審議会による決定は求められなかった。この議論では、IASB の 2013 年公開草案(2013 年 ED)に対して回答者から提起された懸念事項のうち主要な領域を洗い出し、それらを 2014 年の再審議の検討対象とした。

この合同会議の後、FASB は、2014 年 2 月に再審議のための単独会議を開催した。FASB はこの会議で、保険契約プロジェクトに関して新たな方向性の採用を決定した。FASB の新たな方向性とは、保険会社に影響のある現行の米国会計基準書を実質的に維持するとともに、特定項目の改善にのみ焦点を絞り、当該改善を盛り込んだ ASU を公表することである。

この 2 月の FASB の決定は、寄せられたコメントのうち主要論点についての分析結果と、コメント募集期間中および当該期間終了後に実施されたアウトリーチ活動の結果として行われたものである。

IASB は 3 月の会議で再審議プロセスを継続しており、我々は、IASB が新基準書に盛り込む項目のうち、FASB が米国会計基準につき特定項目の改善を行う上で有益と思われる範囲においては、FASB との共同審議は継続するものと考えている。

1 IASB の公開草案は、下記のリンクから入手可能である。

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Exposure-Draft-June-2013/Pages/Exposure-Draft-and-comment-letters.aspx>

また FASB の公開草案は、下記のリンクから入手可能である。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1175801889812

IASB のフィールドワークは、EU 以外の地域から 17、EU 域内から 13 の参加者が引き受けた。

コメントレターとアウトリーチ活動における主要論点

両公開草案に対するコメント期間は 2013 年 10 月 25 日に締め切られた。IASB は、保険会社、監査法人、アクチュアリー・ファーム、規制当局その他の利害関係者を含む、異なる地域の様々な回答者から、総数 194 通のコメントレターを受領した。FASB は同様の回答者から 200 通以上のコメントを受領した。

両審議会は、それぞれの提案モデルの様々な側面に関して行われたフィールドワークの結果を把握することができた。

IASB のフィールドワークは、EU 以外の地域から 17、EU 域内から 13 の参加者が引き受けた。EU からの参加者は EFRAG ならびにフランス、ドイツ、イギリスおよびイタリアそれぞれの会計基準設定主体と連携を取っていた。IASB はまた、2013 年 6 月から 12 月の間に、世界中の様々な地域から参加した 159 の財務諸表利用者と 44 回にわたる議論を行った。

FASB は、生保、生損兼営、損保、健康、再保険その他の保険会社だけでなく非保険会社も含む 18 の財務諸表作成者とフィールドワークを行った。FASB はまた、アウトリーチ活動の過程で、多数の財務諸表作成者や財務諸表利用者と議論を行った。

1 月の合同会議では、まず IASB スタッフが、次に FASB スタッフが、それぞれの要約を説明した。そこで議論されたのは、主に IASB の 2013 年 ED の 5 つの限定された論点と、この提案モデル導入のコスト・ベネフィット分析およびそれにより生じる可能性の高い影響についてである。

IASB スタッフは、2010 年 ED に抱いていた多くの懸念について対処された 2013 年 ED に対して回答者から支持が表明されたことを、両審議会に強調した。多くの回答者はまた、貨幣の時間価値について調整された負債の現在測定を反映し、明示的なリスク調整を取り込む、保険契約負債に関する IASB の提案についても歓迎した。

5 つの限定された論点のうち、契約上のサービス・マージン (CSM) をアンロックする提案と実務上の便法を伴う移行時の遡及アプローチの設計内容については、幅広い支持が表明された。ミラーリング・アプローチと保険契約収益に関する提案については、主に地域や回答者の属性の違いにより、様々な見

解が寄せられた。割引率の変更による影響をその他の包括利益 (OCI) で認識する提案に関しては、この提案により会計上のミスマッチを除去しようという IASB の意図に対する共感は得られたものの、限定的な支持しか得られなかった。

コメントレターで寄せられた主な懸念は概ね次の 2 点である。(1) 特定の提案に関する実務運用上の複雑さ、特にミラーリング・アプローチのもとでキャッシュ・フローを分解する要求事項。(2) 割引率の変更による影響を OCI で表示すること(「OCI による解決策」)を強制的な要求事項とすることにより生じる会計上のミスマッチの程度。

論点 1—CSM のアンロック

2013 年 ED で IASB は、CSM が負の値(すなわち貸借対照表の借方計上)にならない範囲で、将来のカバーおよびサービスに関連するキャッシュ・フローの見積りの変更について将来に向かって CSM を調整するという提案を行った。CSM 負債の帳簿価額を超過するマイナス方向の変動は、直ちに純損益で費用として認識される。

IASB スタッフは、この提案に関しては法域や属性に関係なく幅広い支持を得たことに言及した。フィールドワーク参加者もこの提案は実務上運用可能であると報告した。回答者は、この提案により、契約の未稼得利益としての CSM をよりよく表現することができると言及している。他の回答者は、この提案により、CSM の測定が当初認識時と事後測定時とで首尾一貫することになるとコメントした。CSM のアンロックにより、カバー期間中の保険料配分アプローチでの測定とビルディング・ブロック・アプローチによる測定とが整合的になるという意見もあった。

少数の回答者は、見積りの変更が直ちに認識されることを選好したため、CSM のアンロックの提案を支持しなかった。一部の規制当局は、その提案によって引受の成果が平準化される可能性があるとの懸念を挙げた。他の少数意見としてアジアの回答者は、CSM のアンロックは、CSM をアンロックしない場合は考慮されない情報を記録し続けることが要求されるため、複雑となるとコメントした。

変更の提案

IASB スタッフは、将来のカバーおよびサービスに関連するリスク調整の変動に対する CSM のアンロックについて、回答者から幅広く要望されていることに

規制当局から、ある期間に「超過」損失を認識することによっていったん CSM をゼロまで減額し、その後の期間に新たな CSM の金額を再計上するように見積りを修正するという利益操作の可能性に対して、懸念が挙げられた。

しかしながら多くの回答者は、状況が変わったときに戻入できるよう有効契約ポートフォリオに関連する損失を記録し続けることによる便益は、そのようなデータを保持するためには必要となるシステム構築のコストを上回ると考えている。

言及した。IASBスタッフは、2013年EDの開発の過程で、将来のカバーおよびサービスに関連するリスク調整の変動をCSMアンロックの要因の一つとして含めることについて最初に検討したとコメントした。そこでは、リスク調整を(1)当期以前のカバーおよびサービスに関連する構成要素と(2)将来のカバーおよびサービスに関連する構成要素とに分解して識別することが実務上複雑であるという理由で、そのようなリスク調整の変動を含めることを棄却していた。

しかしながらほとんどの回答者は、リスク調整の変動についてCSMのアンロックを認めることによって概念的に正しいアプローチとなり、その便益はリスク調整の変動を分解するためのコストを上回るとコメントした。リスク調整を上記の構成要素に分解して識別することの実行可能性については様々な見解が表明された。欧州、豪州および北米の回答者は、当期以前のカバーおよびサービスに関連する構成要素と将来のカバーまたはサービスに関連する構成要素とに分解するために必要な情報が既存のリスク調整算定方法にすでに取り込まれているため、分解は実行可能であるとコメントした。他の方法や概算方法を使用している他の地域の回答者は、リスク調整を上記の構成要素に分解することの実行可能性について納得していないかった。

このほか一部の回答者から提案されたのは、不利なポートフォリオに対して以前に純損益で認識された損失について、将来キャッシュ・フローの見積りが直近で更新されそのポートフォリオがもはや不利ではないことを示唆している場合、CSM負債を再計上する前にその損失を戻入れるという内容である。規制当局から、ある期間に「超過」損失を認識することによっていったんCSMをゼロまで減額し、その後の期間に新たなCSMの金額を再計上するように見積りを修正するという利益操作の可能性に対して、懸念が挙げられた。一部の回答者は、以前に純損益で認識されたキャッシュ・フローのマイナス方向の変動を記録し続けることはさらなる複雑性をもたらすとコメントした。しかしながら多くの回答者は、状況が変わったときに戻入できるよう有効契約ポートフォリオに関連する損失を記録し続けることによる便益は、そのようなデータを保持するためには必要となるシステム構築のコストを上回ると考えている。

IASBスタッフはまた、どのキャッシュ・フローについてCSMをアンロックするかを、特に有配当契約について、明確にすることを求める回答者からの要請を強調した。

CSMに関するデロイトの見解²

我々は、将来のカバーおよび他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの差額についてCSMを調整すること(アンロック)に賛成する。我々は、CSMの認識および測定を2010年EDから変更することについて、全体的に歓迎する。この変更がCSMの未稼得利益としての役割を認識するものだからである。また、この処理は保険契約の経済実態をよりよく反映することとなる。我々はその実態を待機義務に先立つて受け取る対価であると考えており、その待機義務とは、保険契約者に不利な影響を及ぼす不確実な事象に関連して、保険金請求を受けて処理し、保険契約者または他の当事者に保険金を支払うことであると考えている。

CSMのアンロックにより、2013年EDの会計モデルは内部的により首尾一貫したものとなる。なぜならCSMは、今や履行キャッシュ・フローの修正後の見積りに従って各報告日に再計算されるためである。

最後に我々は、我々が以前にコメントレターで表明した、再較正時にCSMは負の値になるべきではないという見解に、審議会が同意したことを歓迎する。従って、不利なポートフォリオに関するCSM全額を企業は純損益に解放しなければならない。その後の前提条件の変更によりプラス方向に生ずる差異は、CSMに認識される。

しかしながら我々は、保険契約および有配当契約が保険者の業績に与える影響を忠実に表現するためには、CSMのアンロックには大幅な改善が必要であると考える。その改善の軸となるのは、我々が不適切であると考える制約を取り扱うことであり、具体的にはCSMの純損益への解放期間や、アンロックを考慮すべき前提条件の種類についての制約である。

² このニュースレターで示されるデロイトの見解は、2013年EDに対するDTTLのコメントレター内で述べられている見解を意味している。

論点 2—ミラーリング・アプローチ

IASB スタッフは、5つの限定された論点のなかで、ミラーリング・アプローチの提案が回答者から最も多くの批判にさらされたことに気づいた。

ミラーリング・アプローチは、2013 年 ED で有配当契約として定義される契約、すなわち保険契約と裁量権のある有配当性を有する金融商品のみに適用される。これらの契約では、契約上のキャッシュ・フローの一部と、これら契約上のキャッシュ・フローを積み立てるために保険者が保有する基礎となる項目（裏付資産）からのキャッシュ・フローとの間に、経済的なマッチング関係が生じる可能性がある。これらの例としては、契約上のキャッシュ・フローが裏付資産の価値に直接対応して変動する場合や保険者が裏付資産を保有することが契約上要求されている場合がある。

回答者からの懸念は主に、提案内容の実行可能性と複雑性、およびミラーリング・アプローチがどの契約の種類に適用されるか明確でないことに集中していた。

IASB スタッフは、5 つの限定された論点のなかで、ミラーリング・アプローチの提案が回答者から最も多くの批判にさらされたことに気づいた。しかしながら IASB スタッフは、一部の有配当契約における会計上のミスマッチを除去するためにミラーリング・アプローチという例外的な扱いを会計モデルに含めた IASB の意図について、回答者が支持し理解していることも強調した。

ほとんどの回答者はミラーリング・アプローチを支持していない。なぜなら、これを実務に適用するには、特にキャッシュ・フローを異なる構成要素へと分解し、それぞれに再公開草案で指定された異なる会計処理を適用する点で過度に複雑であると考えているためである。他の回答者は、キャッシュ・フローを分解するプロセスが主観的であり、同じ保険契約に対して異なる会計処理が適用される可能性があると考えている。また別の回答者は、裏付資産が原価で測定される場合、対応する保険負債が現在価額 (current value) で測定されず、他の保険契約とは異なる測定が行われる結果となることを懸念している。

しかしながら、カナダとアジアの回答者はミラーリング・アプローチへの支持を表明した。なぜなら、有配当契約の経済性が忠実に表現されると考えたからである。保険負債は保険契約者に支払うべき金額を反映することになり、それは裏付資産の価値と等しいからである。

変更の提案

IASB はミラーリング・アプローチの実務的な複雑性にどのように対処するかについて、回答者の法域や販売されている保険商品の種類に応じた様々な見解を受領した。ある提案は、有配当契約の測定に一般的なビルディング・ブロック・アプローチを使用するが、有配当契約に内在する会計上のミスマッチを除去するため、保険負債に対応する資産の会計処理を修正することを挙げている。他の提案は、有配当契約の会計処理に内在する会計上のミスマッチに関する懸念は、割引率の変更による影響について OCI の使用を強制するのではなく、オプションとすることで対処できると考えている。IASB のスタッフは、回答者からの代替案は他にもあるが、それらはさらなる検討が必要である点を強調した。

回答者は、ミラーリング・アプローチが適用されない有配当契約の会計処理についてもコメントしている。フィードバックは主に会計モデルで使用される割引率に集中していた。キャッシュ・フローによって異なる割引率の適用を要求することに伴う複雑性の増大や、どのキャッシュ・フローが現在の市場金利で割引かれ、どのキャッシュ・フローがロック・イン金利で割引かれるのかが明確でないことについて、懸念が表明されていた。

ある IASB 理事は、保険契約に組込まれたオプションと保証の会計上の取扱いについて財務諸表利用者から寄せられたフィードバックを考慮することが必要であると強調した。なぜなら、ほとんどの利用者は保険契約に組込まれたオプションと保証を現在価額アプローチで測定すべきことに同意しているからである。このフィードバックでは、オプションと保証を現在価額で測定することにより、現行の会計実務を著しく改善することになるという点が強調されていた。

ミラーリング・アプローチに関するデロイトの見解

我々は会計上のミスマッチを軽減するという目的については支持するが、有配当契約に対して提案された「ミラーリング・アプローチ」については賛同しない。なぜなら、その複雑性やコストのほか、保険者が適用し、財務諸表の中で忠実に表現すべき保険料設計や商品設計と乖離しているからである。我々は、有配当契約の測定について、契約上のキャッシュ・フローを分解せずに単一の履行キャッシュ・フローに基づいて測定すること、および CSM 計算を下記のように修正することを提案する。加えて、裏付資産のデュレーションが有配当契約の予想デュレーションとマッチする限りにおいて、純損益における金利費用は、裏付資産から導出される金利(そこから生じるリターンに「現在または将来の保険契約者」が参加することを定める契約条項または法律もしくは規制に従って計算される)を使用することを提案する。

我々は、有配当契約の CSM を、当該契約の履行キャッシュ・フローの認識に適用されるアプローチに沿って算定すべきと考える。この履行キャッシュ・フローには、現在と将来の保険契約者両者への支払が見込まれる金額が含まれる。CSM は、保険契約者を関連する裏付資産のリターンに参加させるという保険者の義務の履行に沿って、純損益に計上されることになる。

この提案の支持者は、IASB が提案する収益の金額を表示することによって、保険会社同士または他業種の財務諸表との間の比較可能性が向上し、それゆえに保険業界に対する投資家の信頼を向上させることになるとコメントした。しかしながら、アナリストは主に保険会社と他の保険会社を比較するが他業種とは比較しないので、他業種との比較可能性を達成することは優先度が高ないとコメントした回答者もいる。財務諸表利用者は、新しい収益指標の理解可能性と有益性について懸念を示し、この新しい測定値を理解可能にするために IASB による教育が必要である点を強調した。

代替案

いくつかの代替案が回答者から提案された。ある提案は、2010 年 ED で提案された要約マージンアプローチへと回帰するものであり、引受保険料総額や新契約保険料総額を財務諸表の注記として開示するものであった。一部の回答者は、2010 年 ED への回答で表明した要約マージンアプローチに対する見解を変更し、今では 2013 年 ED の新しい保険収益の提案よりも、このアプローチに賛成している。このアプローチの支持者は、マージンに基づくアプローチは貸借対照表で使用される測定モデルと直接的な関連性があり、保険契約の業績の主要なドライバーに関する情報を提供すると考えている。2013 年 ED の提案と同様に、要約マージンアプローチもまた損益計算書から現金の受払いの概念を消し去るものであり、貸借対照表の要素を分解したりグロスアップしたりすることなく貸借対照表の計算から直接導かれるので、現在の提案より適用しやすい。

期日到来保険料アプローチも提案された。これはいくつかの法域の保険会社で経営層が現在の業績を測定する方法により整合的であると考えられている。このアプローチの支持者は主に米国会計基準を適用する法域に属している。現行の実務と類似しているためである。

少数の回答者は、より良くかつより単純な比較可能性と業績に関する情報を提供すると考えられることから、グロス引受保険料アプローチを提案した。

このアプローチの支持者は、マージンに基づくアプローチは貸借対照表で使用される測定モデルと直接的な関連性があり、保険契約の業績の主要なドライバーに関する情報を提供すると考えている。

論点 3—保険契約収益

財務諸表に保険契約収益を表示する提案には、回答者から様々な見解が寄せられた。この提案は保険者に、(a) サービスの移転を反映した残存カバー期間に係る負債の減少に応じて各期間で保険契約収益を認識すること、(b) 保険契約収益から預り金要素を分離することの 2 点を要求している。

回答者の見解は、生命保険か損害保険かといった販売商品の種類や、財務諸表作成者、規制当局、財務諸表利用者といった回答者の属性に大きく影響を受けている。この提案によって、生命保険会社では現行の実務からの著しい変化がもたらされるが、損害保険会社ではそれほどではないだろう。

預り金要素の分離

保険契約収益の提案への反対意見の根底にある主な懸念は、保険契約収益の金額から預り金要素に関連するキャッシュ・フローを除外することである。一部の回答者は、預り金要素は保険契約の不可欠な部分であり、それを基礎となる保険契約から分離することに意味がないとコメントした。他の回答者は、預り金要素に関連するキャッシュ・フローの分離は実務的に複雑であり、キャッシュ・フローの分離に必要な情報は既存の会計システムでは入手できない可能性があると考えている。

これと相反する見解が、預り金要素は保険契約収益の一部分として含めるべきではないと考える財務諸表利用者から寄せられた。

これと相反する見解
が、預り金要素は保険
契約収益の一部分とし
て含めるべきではない
と考える財務諸表利用
者から寄せられた。

保険収益の表示に関するデロイトの見解

我々は、履行キャッシュ・フローを使用した保険契約の測定を引き続き支持する。我々はまた、残存カバーに係る負債を測定するための単純化したアプローチが利用可能な保険契約について修正された、要約マージンの考え方にある測定モデルとの関連付けや利益の源泉の識別を、引き続き歓迎し支持する。

しかしながら我々は、2013年 ED で提案された新しい収益指標は、長期のカバーを有する保険契約がその期の保険者の財務業績に対して与える貢献を最も忠実に表現したものではないと考えている。IASB は、様々な保険契約の異なる特性に反して、すべての保険契約に共通の表示の要求事項を開発することを望んでいる。我々は、ある特定の期における保険者の業績に対する短期と長期の保険契約の貢献に関して最も意思決定に有益な表示となる場合には、IASB は2つの異なる表示の要求事項の共存を許容すべきと考えている。

この根本的な懸念とともに、我々は、新しい保険収益は投資家が求めるボリューム情報ではないと考えている。

論点 4—OCI による解決策

回答者から幅広い批判を受けたもう一つの領域は、現在の市場金利を適用することによる割引率の変更から生じる保険負債の変動の影響を OCI に表示するという IASB の提案である。

多くの回答者は、保険契約に対して、純損益における償却原価での視点と貸借対照表における現在価額の視点を設ける提案に関しては支持を表明し、割引率の変更の影響を OCI に認識するという IASB の提案を歓迎した。しかしながら、保険負債に対応する資産が FVOCI 以外で測定される場合に著しい会計上のミスマッチが生じるため、この処理が強制される提案に関しては支持は限定的だった。

割引率の変更の影響を OCI に認識する事を支持しない回答者の多くは、保険契約負債を現在価額で評価し、対応する資産を FVTPL で会計処理することが現行の実務で要求される法域に属する。それらの法域では、対応する資産に関して FVTPL の会計処理が維持される場合、OCI による解決策は著しい会計上のミスマッチをもたらす。その他の法域、すなわち保険契約負債に対応する資産が主に売却可能金融資産として会計処理される法域の回答者はこの提案を歓迎した。しかしながら、それらの回答者は割引率の変更の影響を純損益または OCI で表示することを支持したものの、OCI による解決策を適用することによる複雑さや重要な会計上のミスマッチが残存することへの懸念が提起された点には注意すべきである。

ほとんどの損害保険者は、OCI による解決策に関して、コストが便益を上回ると考えたため、生保保険者ほどには支持しなかった。ほとんどの損害保険者は、割引率の変更の影響を純損益で表示することを選好した。例外はカナダの損害保険者であり、彼らは OCI による解決策を支持した。対応する資産に関する現行の会計実務で生じている会計上のミスマッチを除去できるためである。

理事の一名が、たとえ割引率の変更の影響と保険契約負債に対応する資産の両方を OCI で表示したとしても生じる会計上のミスマッチについて考慮すべきであると提案した。また、保険者の ALM が積極的なほど、会計上のミスマッチが生じやすくなることへの言及もあった。なぜなら、資産側の会計処理の提案と保険契約の会計処理の提案に設けられたりサイクリングの原則は、資産の認識の中止が保険負債よりも頻繁に生じるため、資産側でより頻繁に

作用するためである。2013 年 ED では、保険契約の認識を中止した場合、すなわち、契約が期間満了となるか、決済されるかその他の理由で消滅する場合に、保険契約の OCI 構成要素をリサイクリングすることが要求される。

変更の提案

様々な代替案が回答者から提示されており、それらの代替案は会計上のミスマッチの除去を目的とする法域ごとの考え方の違いにより主にもたらされるが、彼らは皆、OCI による解決策の提案に同じ変更を加えるよう求めていた。すなわち、最終基準書ではこの解決策の強制規定を取り除くことである。この共通の最終目標を達成するため、下記のような異なるアプローチがある。

- OCI での表示を初期設定とし、純損益で表示するオプションを設ける。
- 純損益での表示を初期設定とし、OCI で表示するオプションを設ける。
- 初期設定しない。割引率の変更の影響を OCI と純損益のどちらで表示するかは会計方針の選択とすべきである。

OCI の選択がどのように行われるべきかに視点を移すと、一部の回答者は企業レベルで適用すべきと提案したが、ほとんどの回答者はポートフォリオ・レベルで適用すべきと提案した。ほとんどの回答者は、契約開始時における取消不能な選択とすべきと提案した。

会計上のミスマッチを除去するためのもう一つの提案は、OCI の使用を拡大し、保険契約負債に対応するすべての資産を FVOCI で会計処理することを許容することである。これには、IFRS 第 9 号の契約上のキャッシュ・フローの特性テストを満たさない負債性金融商品や、IFRS 第 9 号で FVTPL の会計処理が要求されるデリバティブが含まれる。

OCI による解決策に関するデロイトの見解

我々は、現在の割引率と当初認識時に算定された割引率との間の変動の全部または一部を OCI に表示するという手法の開発を支持する。我々は、保険契約の最終基準書を IFRS 第 9 号(修正版)と平行して検討することが、保険ビジネスの忠実な表現を達成するための唯一の道であると考える。しかしながら我々は、2013 年 ED に設けられた、保険契約から生じる金利費用の一部の OCI での表示(「OCI による解決策」)を要求する提案が、多くの保険会社の ALM の微妙な意味合いを完全に補足するとは考えていない。IFRS 第 9 号(修正版)と一体で表示される結果、数多くの会計上のミスマッチが対処されず、保険者が作成する財務情報の目的適合性を妨げることとなる。

我々はすべての保険契約に関して「OCI による解決策」を支持するが、企業が割引率の変更に関連する帳簿価額の変動を純損益で認識するために、保険契約の当初認識時に取消不能の選択を行えるようにすべきであると考える。このことは、IFRS 第 9 号のもとでの金融商品の公正価値オプションに関して我々が選好するアプローチと首尾一貫する。

論点 5—経過措置

2013 年 ED の要求事項の遡及適用を保険者に要求する経過措置のアプローチは、回答者から広い支持を受けた。2013 年 ED は、遡及適用が実務上不可能である場合に、保険者が直面する実務上の不可能度合いにかかる過年度の完全な修正再表示を行うという原則を維持しつつ、いくつかの簡便法を提供した。

回答者は、この改訂後の経過措置の適用には 2010 年 ED で提案された経過措置と比較して追加のコストが発生するが、便益はコストを上回るだろうとコメントした。IASB のスタッフはまた、IASB が提案した簡便法は実務的であり、合理的でありかつ現実的であるというコメントを受領したことも強調した。

表示された最も早い期間の期首より前の期間におけるキャッシュ・フローの算定を可能にする情報が入手可能であるかについての懸念と、CSM を算定するために 2013 年 ED が要求する詳細さのレベルについての懸念が提起された。こうした懸念は 2013

年 ED が簡便法を提供しているにもかかわらず生じ、回答者はさらなる簡便法が必要であると提案した。

さらに、CSM を算定する際の固有の主觀性に関するコメントや、移行日時点で有効な契約と移行日直後に引き受けた契約との間で OCI 累計額の金額に差異が生じることに関するコメントも受領した。これらはどのような簡便法が提供されるかどうかとは無関係に生じる。

さらなる簡便法の提案

回答者からさらなる簡便法が複数提案された。例えば一部の回答者は、保険者が移行時の CSM を、履行キャッシュ・フローと従前 GAAP の準備金か法定準備金との差額として算定すべきであると提案した。提案された簡便法の適用を、遡及適用が実務上不可能であると考えられる契約のみならず、移行日に有効なすべての契約に拡大すべきであるという提案もあった。また、IASB は、移行日直前に用いているポートフォリオの定義の使用を容認することを検討すべきだとする提案もあり、これは FASB が提案するアプローチに類似している。

IFRS 第 9 号の発効日との一致

IASB のスタッフは、保険契約の基準書と IFRS 第 9 号の発効日が異なることに関する重大な懸念があると述べた。回答者からは、保険者が重要な会計処理の変更を 2 回行わなくてはならない事態を避けるため、2 つの基準書の発効日を揃えた方がよいという強い要望が寄せられている。しかし回答者は、保険契約の基準書のために IFRS 第 9 号の発効日を遅らせるべきではないことを認識している。発効日を揃えることが不可能で IFRS 第 9 号が保険契約の基準書より早く発効する場合について、下記のような様々な提案が出された。

- 保険者に IFRS 第 9 号の適用を延期するオプションを提供する。
- 保険者に金融資産の再指定および金融資産に関する事業モデルの再評価を認める。
- 保険契約の基準書の発効日を、IFRS 第 9 号の発効日から最低でも 3 年は遅らせる。

2014 年 2 月 20 日の会議で IASB は、IFRS 第 9 号の発効日を 2018 年 1 月 1 日以降開始する事業年度とすることを決定した。我々は、この新たな決定が、IFRS 第 9 号との同時発効に間に合うよう保険プロジェクトを完了させる現実的な機会を IASB に与えると考える。

導入準備期間

ほとんどの回答者は、導入準備期間は 3 年で十分であることに同意した。

経過措置のアプローチに関するデロイトの見解

我々は、概念的には、完全遡及適用のアプローチが 2013 年 ED を適用する最も適切かつ正確な方法であることに同意する。特に我々は、遡及適用が実務上不可能である場合に、保険者は、修正再表示後の開始貸借対照表の近似値を算定する目的上、客観的な情報を入手するために網羅的な努力を行う必要はないが、合理的に利用可能なすべての客観的な情報を考慮しなければならないとする IASB の決定に同意する。このアプローチは、新基準書の初度適用時に修正再表示される過去の期間をどこまで広げるかの決定を容易にするに違いない。それより前の期間に発行されたすべての契約については、新基準書は CSM の計算を要求すべきでなく、保険契約は履行キャッシュ・フロー（関連するリスク調整負債の現在の測定を含む。）のみに基づいて認識すべきである。

当基準書の全体としての影響

5 つの限定された論点に加えて、IASB は、提案事項の導入に関するコストおよび便益と、生じる可能性の高い影響についてもコメントを要請した。

回答者からは、すべての種類の保険契約に適用される単一の会計モデルを提案することに対しては幅広い支持が寄せられた。しかし、現行の会計実務からの変更の影響に関する懸念がある。ほとんどの回答者が、導入準備期間のみならず、保険契約の基準書が導入された後にも継続的に相当のコストが発生するだろうとコメントした。このコストは、現行の会計実務からどの程度の変更が要求されるかによって保険者や法域ごとに異なる。しかし、多くの回答者は、2013 年 ED に関して提起された主要な懸念、特に有配当契約の会計処理と会計上のミスマッチに IASB が対処できるのであれば、便益は発生するコストを上回るだろうと考えている。

デロイトのメンバー・ファームは、保険会社の意思決定者で、新基準書の適用時に所属組織が取るアプローチについての知識のある人を対象に、保険契約に関する新基準書の導入に関する見解を求める調査を実施した。この調査は、デロイトのメンバー・ファームに代わり、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)が2013年8月から9月に実施した。2012年にも同様の調査を実施している。

この調査の地理的な対象範囲は拡大し、北米、西欧およびアジアの主要な保険市場を含んでいる。300名近い回答者が参加した。調査は生命保険会社と損害保険会社の両方(それぞれにつき50%を目標)を捕捉するよう計画され、再保険控除後の引受け保険料で測定された規模について代表的な範囲を十分に含めることを目指した。

我々は EIU に、新基準書のどの側面が回答者の所属組織にとって特に重大な課題となるかについて調査するよう依頼した。課題の中でもとりわけ、2013年EDの質問1から5の対象となった5つの領域のうちの3つが、回答した保険者からの懸念として示された。

この調査を通じて、回答者は、保険契約に関する新基準書が所属組織に与える影響と便益を強調し、この新基準書の適用準備に配分されると見込んでいる企業のグローバルでの予算(内部コストを含む。)の規模を示し、かつ適用スケジュールの見込みについて確認している。

この報告書の全体は、下記のリンクから閲覧可能である。

<http://www.iasplus.com/en/publications/global/surveys/global/insurance-2013>

訳注: 日本語訳は、下記のリンクから閲覧可能である。

http://www.tohmatsu.com/view/en_JP/jp/industries/fi/insurance/4f5bb795f4a24410VgnVCM1000003256f70aRCRD.htm

- 基本的に、保険会計の適用範囲を保険会社に限定する。
- 米国基準における短期契約に関する認識および測定の現行モデルは維持し、開示を強化するための限定的な改善に取り組む。
- 長期契約に関する認識、測定および開示モデルについて、限定的な改善に取り組む。

これらの暫定決定は、FASB の保険契約プロジェクトの方向性の重要な変更を意味し、その結果、米国の保険会計モデルは IASB が提案する保険会計モデルとは大きく異なるものになる。

IASB の 2013 年 ED と同様、FASB の ASU 案の下では、提案で定義される保険契約を発行した企業または再保険を購入した企業に、提案された保険会計モデルが適用されることが予定されていた。しかしながら、コメントレターや FASB のアウトリーチ活動で寄せられたフィードバックに基づき、FASB 理事の過半数は、数多くの範囲除外を作り出すことを求めるであろう「契約に基づくモデル」を確立するのではなく、現行の米国基準の「活動に基づく」範囲を維持すること(すなわち、保険会計の範囲を保険会社に限定すること)により提案の複雑性を軽減できることに同意した。何名かの FASB 理事はまた、非保険会社が引き受けた一部の契約が保険会計モデルに従うべきかどうかについては、後日、再検討することができるとして示唆した。

さらに FASB は、現行の米国基準の保険会計モデルの限定的な改善に今後の労力を集中させることを暫定的に決定した。FASB が考慮した要素には、回答者からのフィードバック、導入コスト、FASB と IASB が保険会計モデルのコンバージェンスに合意しない可能性が含まれた。短期契約に関しては、開示の強化のみに焦点を絞って改善することを FASB は暫定的に決定した。長期契約に関する限定的な改善では、認識、測定および開示を含む、長期契約の会計モデルのすべての局面が考慮される可能性がある。FASB はまた、限定的な改善について熟慮する際に、IASB による長期契約の会計モデルについての決定事項についても考慮するであろう。何名かの FASB 理事は、限定的な改善により、IASB の提案するビルディング・ブロック・アプローチと類似した長期契約の会計モデルとなり得ることを認めた。しかし、そのような結果は、限定的な改善の主たる目的ではない。

FASB プロジェクトの最新情報

2014年2月19日の会議で、回答者から受領したフィードバックへの対応として、FASB は下記の事項について暫定的に決定した。

FASB はスタッフに対し、限定的な改善が必要となる可能性のある領域についてのさらなる調査を行うことと、米国基準における現行の長期保険契約の会計モデルと財務諸表作成者や利用者から挙げられた実務上の課題との間の相違を識別するために現行モデルについて分析することを指示した。

トマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トマツ、デロイト トマツ コンサルティング株式会社、デロイト トマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トマツを含む)の総称です。トマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。